

令和 8 年度 第 1 回 彦根市総合政策推進協議会 会議録

日 時	令和 8 年(2026 年)7 月 22 日(水) 10:00~12:00
場 所	彦根市役所 5 階 第 1 委員会室
出席委員	井手会長、佐藤委員、澤木委員、轟委員、中村委員、 外海委員、入野委員、野崎委員、田中委員

○企画振興部次長

大変お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第 1 回彦根市総合政策推進協議会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私、本日の司会を務めさせていただきます企画振興部次長の種村でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、協議会委員のご委嘱につきましては、この後、ご紹介させていただくとともに、卓上の委嘱状をご査収いただくことで代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、協議会委員のご紹介をさせていただきますので、次第裏面をご確認下さい。

(企画振興部次長が委員のお名前を一人ひとり読み上げる)

委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長

令和 8 年度 第 1 回 彦根市総合政策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ご多用の中、本協議会委員の就任につきまして、快くご承諾を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市の最上位計画である「彦根市総合計画」および人口減少対策に特化した「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗管理をお願いし、4 年目を迎えております。

産官学金労言・福祉・教育の各界の代表者である皆様方と課題や目標を共有し、それぞれの専門的知見から検証していただき、より効果的・効率的に各施策が実施されるよう、見直しを図っていくことが重要と考えております。

市が実施する様々な施策を実りあるものとしていくために、是非とも活発なご議論をお願い申し上げます。

財政難、人口減少などの苦境を乗り越え、現場の声に耳を傾けながら日々業務を遂行しているところですが、まだまだ課題が多い状況ではございます。総合計画や総合戦略など

に基づき、施策を計画的に推進することで、「歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根」を実現してまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、彦根市総合計画および彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご意見はもとより、それぞれのお立場から市政全般に対してご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画振興部次長

それでは、お手元の資料 1、1 ページから 3 ページ「彦根市総合政策推進協議会設置要綱」をご覧ください。

その中の 2 ページ、第 6 条第 2 項に、「協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」という規定がございます。

本日は 11 名の委員の内、9 人がご出席ですので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、その裏面に委員名簿、資料 1（基本的事項について）、資料 2（施策評価シート）、資料 3（施策一覧表）、資料 4（外部評価対象施策一覧）、資料 5（デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業概要等）になります。不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日の議題に入ります前に、資料 1、要綱第 5 条第 1 項に「協議会に会長を置き、委員の互選により定める。」という規定がございますことから、会長の選出をしていただく必要がございます。

会長が決まりますまでの間、僭越ではございますが、私が進行をさせていただきたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

さて、同条の規定では、「委員の互選により定める。」となっておりますが、差し支えなければ事務局案を提示させていただきたいと思います。よろしいでしょうか？

（異議なし）

ご異議がないようですので、事務局案を提示させていただきます。

事務局案といたしましては、滋賀県立大学の学長であります井手委員に会長をお願いしたいと存じます。皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、事務局案をお認めいただきましたので、井手委員におかれましては、会長としてよろしくお願いいたします。

それでは井手会長、会長席の方へお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○会長

よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、資料 1 の 1 ページの要綱第 5 条第 3 項に、「会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」という規定がございますので、職務代理者として野崎委員を指名させていただきます。

野崎委員よろしいでしょうか。

○野崎委員

お受けします。

○会長

それでは、ただ今から、議事に入りたいと思います。

次第に従いまして、まず事務局から、議題 1「令和 8 年度総合政策推進協議会に係る基本的事項について」の説明をお願いします。

○事務局

それでは、事務局から議題 1「令和 8 年度総合政策推進協議会に係る基本的事項について」ご説明いたします。

今年度、新たに委員にご就任いただいた方もおられますので、まず本協議会の目的や役割、評価の進め方についてご説明いたします。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。

こちらは総合政策推進協議会設置要綱です。

第 1 条にございますように、本協議会は、彦根市総合計画、彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略および SDGs の取組を含む総合政策について、その実施状況の評価等に客観性および透明性の向上を図ることを目的として設置しております。

また、2 条の所掌事務にございますように、本協議会の役割としましては、

- ・総合政策の実施状況の評価・検証
- ・地方創生に関する国・県交付金を活用した事業の進捗状況の評価・検証
- ・その他、総合政策の推進に必要な事項

についてご意見をいただくこととしております。

本日は、議題 2 で総合政策の施策評価、議題 3 で国・県の交付金を活用した事業の評価検証についてご意見・ご助言をいただく予定です。

続いて、資料 1 の 4 ページをご覧ください。

総合政策の評価体制と計画期間について説明いたします。

施策評価は、まず庁内で内部評価を実施し、その結果について本協議会で外部評価をいただく流れとしております。

内部評価は、総合計画の「政策の方向性」ごとに設置した 5 つの部会において、基本計画に位置付けるすべての施策を対象に実施しています。各部会では、施策の現状や課題、

今後の方向性を関係課で共有し、施策間の連携を図りながら、より効果的な施策の推進につなげることを目的として評価を行っています。

本協議会では、その内部評価をご確認いただいたうえで、毎年度 10 施策程度を外部評価の対象として選定し、それぞれの専門的な立場からご意見をいただいております。

続いて、計画期間についてご説明いたします。

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されております。

基本構想は、めざすまちの姿およびまちづくりの方向性について定めるもので、計画期間は令和 4 年度から令和 15 年度までの 12 年間です。

「基本計画」は、基本構想に基づいて、その具体化を図るための施策を定めるもので、期間は 4 年間とし、前期・中期・後期で定めております。

今年度は、前期基本計画の最終年度である令和 7 年度実績を対象に施策評価を実施しております。

続いて、具体的な評価方法についてご説明いたします。

資料 2「令和 8 年度施策評価シート」をご覧ください。

表紙をめくっていただくと目次がございますが、総合計画の「政策の方向性」に沿って、第 1 章から第 5 章まで分けて記載しております。この章立てに合わせて、内部評価の体制を第 1 部会から第 5 部会まで組織しております。この区分に合わせて、第 1 部会から第 5 部会までの内部評価体制を設けており、部会長は各部会の中心となる施策を所管する部局長、副部会長は当該部局の次長および関係部局長が務めています。

これまでに 5 つの部会において、すべての施策の内部評価を実施し、その結果を総合政策推進本部で確定しております。資料 2 には、その評価結果を施策ごとに取りまとめていきます。

続いて、資料 3「指標一覧」をご覧ください。

こちらは、資料 2 の内容を部会ごとに一覧にしたもので、各施策の KPI の達成状況や総合評価、評価の概要をまとめています。

施策の総合評価は、「S・A・B・C・D」の 5 段階で評価しており、「B」を期待どおりの達成状況とする基準評価とし、S は革新的にとっても良くできたものであり、D は全くできなかったものとしております。このため、評価の多くは A・B・C に区分されています。

資料 3 の 2 ページ目の施策番号 1-2-3 をご覧ください。

評価欄が青色で「B」と記載しております。このように評価が青色で標記されているものは、昨年度から評価が改善した施策です。この施策は、昨年度の「C」評価から今年度は「B」評価となっています。

一方、施策番号 1-2-6 のように赤色で表示されているものは、昨年度から評価が下がった施策です。黒字で表示しているものは、昨年度と同じ評価となっています。

続きまして、「令和 8 年度のスケジュールについて」説明いたします。

資料 1 に戻りまして、5 ページをご覧ください。

本日、第 1 回総合政策推進協議会では、この後、各部会長から内部評価の結果についての説明を行い、外部評価の対象施策を確定していただきます。また、国・県の交付金を活用した事業の効果検証についてもご意見をいただきます。

本日の会議終了後には、選定された外部評価対象の施策について、委員の皆さまへ事前質問やご意見を照会させていただきます。

その後、10 月 19 日に第 2 回総合政策推進協議会を開催し、事前質問等を踏まえながら外部評価を実施していただく予定としております。

なお、外部評価の結果につきましては、11 月以降、各所属における施策・事業の見直しや次年度予算要求などに反映してまいります。

説明は以上です。

○会長

ただ今の事務局からの説明に対して、何かご質問等がありますか。

特にないようですので、続きまして、本日の議題 2「令和 8 年度の行政評価について」に入ります。

議題 2 につきましては、5 つの部会ごとに、内部評価の結果について説明していただき、すべての施策の中から今年度この協議会で評価を行う施策の確定をしたい思います。

委員のみなさまは、資料 2 および資料 3 をご覧いただきながら各部会からの説明を受けていただければと思います。

それでは、第 1 部会から順に、内部評価の結果について説明をお願いします。

○第 1 部会長

第 1 部会です。

初めに、第 1 部会の政策の方向性は、「だれもがその人らしくいきいきと暮らし、つながり支え合うまち」となっています。

価値観や生き方が多様化する中、人権の尊重を基本に、年齢、性のあり方、病気や障害の有無、民族や国籍など、あらゆる多様性を受け入れ、互いに個々を認め合うことで、つながり、ともに支え合う、地域共生社会の形成を進め、子どもから高齢者まで、市民一人ひとり、だれもがその人らしくいきいきと暮らせるまちづくりを進めることとしています。

第 1 部会が担当する分野は、「人権・多文化共生」と「健康・福祉・医療・生涯学習」の 2 つがあり、合計 10 施策を展開しているところです。

このうち、令和 7 年度の実績に関して、KPI が目標を達成できなかった 4 施策について説明させていただきます。資料 2 の「指標一覧」をご覧ください。

1 つ目は、「施策番号 1-1-1 人権尊重のまちづくりの推進」です。

総合評価は「C」、KPI も未達成でした。

今後の方針につきましては、人権学習会等について、開催回数や参加者数がコロナ禍以

前の状況に戻るよう、学区人推協や自治会に対して働きかけてまいりたいと考えております。

2つ目は、「施策番号 1-2-1 健康づくりの推進」です。

総合評価は「C」、KPI は 4 つすべてが未達成でした。

今後の方針につきましては、乳幼児健康診査や個別相談等、あらゆる機会を通じて、生活リズムを整える必要性の啓発および各家庭に応じた生活習慣改善への助言等を行うことや、受診勧奨の機会を増やし、特定健康診査および特定保健指導の実施率向上に努めたいと考えております。

3つ目は、「施策番号 1-2-2 地域福祉体制・生活支援体制の充実」です。

総合評価は「C」、KPI は 3 つすべてが未達成でした。

今後の方針につきましては、指標としている事業については、目標値に近づくよう、引き続き、計画どおりに取り組むほか、地域福祉活動(ボランティア活動)については、取り組んでいる団体・グループの情報収集および一覧化を行うとともに、各団体等からの相談に応じるなど、活動支援に取り組んでまいります。

最後に、4つ目は、「施策番号 1-2-6 生涯学習・社会教育の推進」です。

総合評価は「C」、KPI は 2 つのいずれもが未達成でした。

今後の方針につきましては、引き続き、魅力ある講座の開設等を進めることや、未利用層に対する認知度向上と利用促進に向けた啓発を行い、利用者数の回復基調を維持し、公民館活動の更なる充実に努めたいと考えております。

また、「中部館」については、複数館体制の確保に向けて計画的に事業を進め、図書館サービスの充実に努めるほか、圏域内の図書館ネットワーク構築の基盤強化を図るため、図書資料の充実と司書の資質の向上、圏域内の図書館間の情報共有や研修を充実させていきたいと考えております。

第 1 部会の内部評価と今後の方針については以上です。

○会長

ありがとうございました。続いて第 2 部会をお願いします。

○第 2 部会長

資料 2 の 34 ページをお願いします。それでは令和 7 年度の実績値が未達成の指標を中心に説明します。

「施策番号 2-1-1 子ども家庭支援の推進」では、「家庭児童相談室における子どもに関わる家庭相談件数」が、昨年度に続き目標達成とはなりませんでした。この指標につきましては、相談窓口の認知度を上げる、1 人でも多くの市民に相談窓口の存在を知ってもらうことを目標に設けましたが、これまでの協議会や部会内でも、相談が多いということは、それだけ困っている人が多いということも言えるため、指標の設定をもう少し考えるべきと

の意見をいただいていた。そのため、次の中期計画では指標を変更していますので、令和 8 年度以降は新たな指標に対して、目標達成に向けた取り組みを進めていきます。総括評価は、「A」とさせていただきます。

次に、「施策番号 2-1-2 乳幼児の保育・教育の推進」では、「保育士不足数」が昨年度に続き未達成となりました。この指標につきましては、前期計画の 4 年間で、新たな人材確保以上に離職防止に力を入れてきました。保育現場の離職理由に多い、「職場の人間関係」や「時間外労働が多い」、「持ち帰り仕事が多い」などの問題を解消するために、保育士の意識を変えることと保育士の業務の見直し、両面から改革を進めてきました。改革を進めるにあたっては、現場のトップである園長の理解がないと前に進めないため、園長を対象とした管理職マネジメント研修を実施してきました。この 4 年間を見ますと保育士不足数は増えていますが、効果がでるまでには中・長期的に取り組む必要があると考えており、今後も根気強く取り組んでいきたいと考えています。総括評価は、「B」とさせていただきます。

次に、「施策番号 2-1-3 小学校・中学校教育の充実」では、「市内児童・生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差」が、中学校で若干全国平均を下回りましたが、その差は前年度から縮まり、全国水準に近づく結果となっています。総括評価は、「B」とさせていただきます。

次に、「施策番号 2-1-4 子ども・若者育成支援の推進」では、「彦根市子ども・若者総合相談窓口の相談者数(延べ人数)」が、昨年度に続き目標達成とはなりません。この指標につきましては、先に説明申し上げました施策番号 2-1-1 の「家庭児童相談室における子どもに関わる家庭相談件数」と同じく、中期計画で指標を変更しています。総括評価は、「A」とさせていただきます。

次に、「施策番号 2-1-5 高等教育機関の連携」では、2 つの指標ともに目標値を達成しております。総括評価は「B」とさせていただきます。

最後に、「施策番号 2-1-6 若者の定住・移住の促進」では、「移住施策による市外からの移住者数」が、前年度から大きく実績値を下げました。これは「移住支援金」と「奨学金返還支援補助金」の補助事業 2 つを令和 6 年度末で終了したことが大きく影響しています。また、「市内 3 大学新卒者の市内就職者数」も目標達成とはなりませんでした。令和 6 年度から少し増加しました。新卒者の売り手市場が続く中で、東京など都市部での就職を目指す学生が増えてる中でも、仕事と私生活両面から、本市の魅力を若者に発信し、若者の定着を図っていききたいと考えています。総括評価は、「B」とさせていただきます。

第 2 部会からの報告は以上です。

○会長

ありがとうございました。続いて第 3 部会をお願いします。

○第3部会長

第3部会についてご説明いたします。

第3部会が掲げる政策の方向性は、「歴史・文化を生かし、にぎわいと特色ある産業が育つまち」です。

歴史・文化・芸術による観光振興、持続可能な地域づくり、起業や新産業の支援、農業・地場産業の振興、さらには国スポ・障スポを契機としたスポーツによる地域活性化などを推進するもので、「歴史・伝統・文化」「観光・スポーツ」「産業」の3分野、10施策で構成されています。令和7年度の総合評価は、すべての施策で「B・期待どおり」としております。

それでは、各施策の概要をご説明いたします。

施策番号 3-1-1 については、世界遺産登録に向けた推薦書（案）が国内推薦候補に選定されず、KPIは未達成となりましたが、遺産影響評価の制度設計や関係機関との連携を着実に進めたことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-1-2 については、文化財指定件数など一部指標は未達成となりましたが、博物館のリニューアルや展示内容の充実により満足度が向上したことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-1-3 については、一部 KPI は未達成となりましたが、景観計画等の見直しを計画どおり進めたことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-1-4 については、指標に課題はあるものの、美術展へのイラスト部門新設などにより新たな参加者の拡大につながったことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-2-1 については、一部指標は未達成となりましたが、いずれも前年度実績を上回り、観光誘客に向けた取組を着実に進めたことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-2-2 については、一部 KPI は未達成となりましたが、プロシードアリーナ HIKONE の活発な利用や国スポなど各種大会の開催により成果が得られたことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-3-1 については、多くの KPI は目標に届かなかったものの、地産地消や担い手確保などの取組を着実に進め、前年度と比較して改善傾向が見られたことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-3-2 については、一部 KPI は未達成でしたが、企業立地の促進や地場産業への支援を進め、達成した指標は大きく伸びたことから、「B」と評価しました。

施策番号 3-3-3 については、一部 KPI は未達成となりましたが、創業支援やテレワークオフィスの活用などが成果につながっていることから、「B」と評価しました。

施策番号 3-3-4 については、多くの KPI は未達成となりましたが、すべての指標で前年度を上回り、市内就職や福祉・介護分野の人材確保に向けた取組を進めたことから、「B」と評価しました。

総じて、各施策で一定の成果が見られた一方、KPIが未達成となった項目については今後

の課題として受け止めています。

引き続き、世界遺産登録をはじめ、観光振興、産業振興、スポーツによる地域活性化に取り組み、市の魅力向上と地域経済の活性化につなげてまいります。

以上です。

○会長

ありがとうございました。続いて第4部会をお願いします。

○第4部会長

それでは、第4部会について説明いたします。

第4部会は、「環境形成」「都市基盤」「安全・安心」の3分野において、合計13施策を実施しています。

環境形成分野では、持続可能な都市形成や公共交通ネットワークの充実、自然環境の保全、低炭素社会・循環型社会の構築を推進しています。

都市基盤分野では、住宅施策や上下水道の整備、公園緑地や道路の整備を推進しています。

安全・安心分野では、危機管理対策をはじめ、消防・救急体制の充実、水害・土砂災害対策、生活者の保護や交通安全対策を推進しています。

それでは、資料3の指標一覧7ページから8ページをご覧ください。

第4部会では、13施策のうち、総括評価を「C」としたものが3施策、「B」としたものが9施策、「A」としたものが1施策となっています。

まず、「C」評価とした施策について説明します。

1つ目は、8ページになりますが、「施策番号4-3-2 消防・救急体制の充実」です。

認定救命士の乗車率は目標を達成しましたが、消防団員数および住宅用火災警報器設置率が前年度から低下したため、「C」評価としました。

今後は、消防団員確保の取組みの強化や住宅用火災警報器設置の啓発を進めるなど、設置の推進を図るとしています。

2つ目は、「施策番号4-3-4 生活者の保護・安全対策の推進」です。

刑法犯認知件数や犯罪率は減少したものの、4つのKPI全てで目標値を下回ったため、「C」評価としました。

今後は、消費者被害防止の啓発や、防犯関係機関と連携した取組を進めるとともに、防犯情報メールの登録促進に取り組むとしています。

3つ目は、「施策番号4-3-5 交通安全対策の推進」です。

交通安全点検や街頭啓発を実施しましたが、目標値を達成できなかったため、「C」評価としました。

今後は、関係機関と連携した啓発活動に加え、自治会や市民の自主的な取組につながる

よう広報活動を進めるとしています。

続いて、「B」評価とした施策のうち、本年度の外部評価対象予定の 3 つの施策について説明します。

1 つ目は、7 ページになりますが、「施策番号 4-1-4 低炭素社会・循環型社会の構築」です。

省エネや食品ロス削減、ごみ減量に関する啓発を行い、目標を達成しましたが、脱炭素社会の実現に向けてより高い目標設定が求められていることから「B」評価としました。

今後は、2050 年カーボンニュートラルの実現やごみ削減に向けて、更なる取組みを進めるとしています。

2 つ目は、「施策番号 4-2-1 住宅施策の推進」です。

KPI は達成していますが、空き家の是正に課題が残ることから「B」評価としました。

今後は、民間事業者との連携や制度活用により、空き家の利活用と適正管理を推進するとしています。

3 つ目は、8 ページの「施策番号 4-3-1 危機管理対策の推進」です。

災害時応援協定の締結数は目標を達成しており、自主防災組織活動カバー率も着実に向上していることから、「B」評価としました。

今後は、自主防災組織の結成促進や既存組織の強化に取り組み、地域における共助体制の充実を図るとしています。

最後に「A」評価とした施策を説明します。

「施策番号 4-1-2 公共交通ネットワークの充実」です。

予約型乗合タクシー乗合率が若干、目標値に届かなかったものの上昇傾向であり、その他の KPI は目標値を達成し、公共交通利用者数が着実に増加していることから「A」評価としました。

今後につきましても、様々な取組みを進めるとしています。

以上が、要点のみではありますが、第 4 部会の評価の説明となります。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。続いて第 5 部会をお願いします。

○第 5 部会長

本日最後の部会となりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

第 5 部会は、これまでご説明した 4 つの政策分野を支える「政策推進のための取組」として位置付けられており、「市民協働・地域コミュニティ」と「行財政基盤」の 2 分野、7 施策で構成されています。

評価につきましてはすべて「B」評価としております。

それでは、資料 3 の指標一覧に沿って目標に KPI 達成率が低かった指標を中心にご説明いたします。

まず、「施策番号 5-1-1 情報発信の充実」についてです。

WEB 版広報ひこねの閲覧数は目標値には届かなかったものの、特集記事や連載企画を継続的に掲載した効果もあり、長期的には増加傾向となっております。また、ポータルサイトアクセス数については、管理サイトの一元化に伴いアクセス数の把握方法が変更となったため、当初目標との比較では未達となりました。今後も SNS 等を活用した情報発信の充実や、市民ニーズを踏まえた広報の充実に取り組んでまいります。

次に、「5-1-2 シティプロモーションの推進」についてです。

市外からの移住者数は、移住支援制度の見直しなどの影響もあり目標に届きませんでした。一方で、市民参加型の取組は着実に進んでいることから、今後は市民団体との連携を強化し、関係人口の創出や移住・定住につなげる取組を進めてまいります。

続いて、「5-1-3 地域コミュニティの強化・担い手育成」についてです。

「美しいひこね創造活動登録団体数」は、関連条例の廃止に伴い新規登録が行われなかったことから目標未達となりました。一方で、相談支援の充実により新たな地域活動につながる事例も見られました。今後は、新たな補助制度や相談支援を通じ、地域活動の担い手確保を進めてまいります。

次に、「5-2-1 交流人口・関係人口増加策の推進」についてです。

市内観光入込客数は回復傾向にあるものの目標には届かず、市外からの移住者数も目標未達となりました。今後は、観光誘客や情報発信の強化に加え、関係人口を移住・定住につなげる取組を進めてまいります。

続いて、「5-2-2 広域連携の推進」についてです。

圏域全体では社会増となったものの、自然減の影響が大きく、圏域人口は減少傾向にあり、KPI は未達となりました。今後も住民サービスの向上や人材育成など、圏域共通の課題に対する連携を強化してまいります。

「5-2-3 行財政改革の推進」についてです。

実質公債費比率は集計中ですが、目標値の 18%未満は維持しているものの、起債の増加により上昇傾向となっております。また、公共施設についても施設整備による床面積の増加などがあり、引き続き適正化が課題となっています。今後も公共施設の統廃合や機能再編、DX の推進に取り組んでまいります。

最後に、「5-2-4 総合計画の推進と社会変化への対応」についてです。

総合計画の人口目標は、新たな人口ビジョン策定前の目標であることから未達となりました。また、社会増は維持しているものの、自然減の影響により人口減少が続いていることが課題となっています。一方で、行政の ICT 化・デジタル化は着実に進展しており、今後も人口減少対策と行政 DX を推進してまいります。

以上、第 5 部会の施策評価に関する説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ます。

○会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの各部会からの内部評価の説明をもとに、今年度この協議会で評価を行う施策を確定したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、事務局から本協議会で評価を行っていただく施策について説明いたします。

資料4「外部評価施策一覧表」をご覧ください。

外部評価の対象施策は、毎年度10施策程度を選定することとしており、原則として過去に外部評価を実施した施策は対象外としております。

また、産官学金労言・福祉・教育の委員から構成される総合政策推進協議会で評価いただくため、選定する施策については特定の分野に偏ることがないこととしており、過去に実施した施策については原則として選定しないこととしています。

各部会により施策の数に違いがあり、最も少ないところで6施策となっていますので、部会によって外部評価の対象となる施策についても差異がございます。

資料は、これらの選定基準に基づき、外部評価の対象となる施策の一覧となっております。今年度、外部評価を実施するのはピンク色で網掛けした10施策となります。

施策名を申しますと、

- ・1-1-3 多文化共生のまちづくりの推進
- ・1-2-3 障害者(児)福祉の推進
- ・1-2-4 高齢者福祉の推進
- ・2-1-2 乳幼児の保育・教育の推進
- ・3-1-2 歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進
- ・3-3-3 創業・新産業創出の推進
- ・4-1-4 低炭素社会・循環型社会の構築
- ・4-2-1 住宅施策の推進
- ・4-3-1 危機管理対策の推進
- ・5-2-2 広域連携の推進

の10施策としています。

お示ししております外部評価の対象施策については、昨年度の総合計画推進協議会でも確認していただいておりますので、基本的には変更はないものと考えております。

資料3「指標一覧」の施策番号欄がピンク色となっているものが今年度評価対象となっていることを示しておりますので、各施策の内部評価結果および評価の説明については、こちらをご確認ください。

事務局からの説明は以上です。

○会長

ただ今、事務局から説明のありました外部評価対象となる施策について、ご意見やご質問等はありませんか。

ご説明にありましたように、すべての施策を外部評価するということはできませんので、前期基本計画期間の４年で、政策分野に偏りなく選んでいくという方針です。ただ、過去の協議会では、委員の皆さまからのご意見で事務局案に追加して外部評価施策を決定したこともございますので、そういった点からもご意見をいただければと思います。

○轟委員

１点よろしいでしょうか。４年間でほとんどの施策を評価するとのことですが、前期基本計画期間で外部評価の対象から外れている施策について、対象としない理由を教えてください。

○事務局

ご質問ありがとうございます。全４６施策のうち、４年間で外部評価が未実施となるのは「３-１-１ 世界遺産登録の推進」「４-１-１ 持続可能な都市形成」「４-３-５ 交通安全対策の推進」「５-２-４ 総合計画の推進と社会変化への対応」の４施策です。

理由を申しますと、「３-１-１ 世界遺産登録の推進」および「５-２-４ 総合計画の推進と社会変化への対応」については、現在進行形で大きく動いている最中の施策であるため、前期計画の中で優先順位を考慮して未実施となっております。

「４-１-１ 持続可能な都市形成」および「４-３-５ 交通安全対策の推進」につきましては、第４部会が所管する施策数が１３本と他の部会より非常に多いため、部会間・施策分野間のバランスを考慮して未実施となっております。

○会長

各部会からの説明も含めて、他にはご意見やご質問はいかがでしょうか。

各部会からの評価結果の説明を聞いていると理解できますが、評価シートの文章表現だけを読むと「なぜこの結果でこの評価になるのか」が伝わりにくい部分が見受けられます。

このあたりは次回の協議会で意見としてお伝えできればと思います。

○轟委員

第２回協議会の際、選定された１０施策以外の施策についてもご意見や質問をお出ししてもよろしいでしょうか。

○事務局

第 2 回協議会の説明員につきましては、外部評価対象施策の関係者を予定しておりますので、当日いただいたご質問につきましてはその場でお答えできる範囲でということになりますが、事前にご質問、ご意見をいただきましたら、第 2 回協議会の中で回答できるよう準備をさせていただきます。

○会長

それでは、今年度、本協議会にて評価を行う 10 施策について決定いたしました。続きまして、次の議題に移りますが、市の説明員の入替がございますので、ここで 5 分程度休憩を取りたいと思います。

～ 休憩 ～

○会長

では、会議を再開いたします。議題 3「デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業について」、担当課より説明をお願いします。

○情報政策課長

本日は、第 1 回総合政策推進協議会の中で、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、議題 3「デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業について」説明いたします。資料 5 になります。宜しく願いいたします。

本事業については、昨年度までに 2 回の評価を実施していただいております、今回 3 回目となります。委員が変わっておられる方もおられますので、改めてご説明させていただきます。まず、評価をお願いするに至った経緯および事業内容について、説明をさせていただきます。

国では、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上を実現し、地方活性化を促進するため「デジタル田園都市国家構想」を掲げております。そして構想実現に向けた取組を支援するため「デジタル田園都市国家構想交付金」が設けられています。

この交付金は、いくつかのパターンが用意されており、本市では、他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用し、本市での実装を進める優良モデル導入支援型（TYPE1）として、令和 5 年度に施設予約システムの導入について申請を行い、採択を受けています。

今回、採択を受ける要件として、当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを 3 か年に渡って計測するための KPI を設定すること、そして PDCA の実施体制の構築が定められております。

詳細は後ほど、説明させていただきますが、KPI 指標については、申請段階で設定し採択されております。また、PDCA 体制についても、申請事前相談の段階において、事業推進体制による自主評価に止まらず、客観性担保の観点から外部有識者等の外部の視点が入る評価体制の構築についての指示を、デジタル庁から受けています。

これを受けまして、彦根市総合政策推進協議会設置要綱第 2 条に規定されております「国または県の交付金等(地方創生に関連するものに限る。)を活用した事業の進捗状況の評価の検証に関すること。」に基づき、実績および今後の推進方針について、外部評価をお願いするもので、今年度が 3 回目、最後の評価をお願いするものです。

ここから、資料 5 に基づき、説明をさせていただきます。

2 ページに記載したとおり申請した事業は、「公共施設予約システム導入事業」でございます。本事業内容としては、2 ページおよび 3 ページに記載をしておりますが、インターネット上でスポーツ文化施設の予約状況の確認や予約対応が可能となるオンライン施設予約システムを導入することにより、市民の方が、都度施設に訪れたり、電話で問い合わせをしたりすることなく、予約確認や利用予約ができる環境を整備するもので、令和 6 年 3 月から利用を開始しております。次に 4 ページをお願いします。内部の推進体制ですが、施設の所管所属で構成されており、全庁的なシステム導入にあたることから、事務局を情報政策課が担っております。

次に 1 ページ飛ばして、6 ページをお願いします。評価指標についてとなります。評価指標については、事業の客観的な結果を評価するための活動指標と、事業でもたらされた成果指標の 2 つの指標を設ける必要があり、活動指標としてオンライン予約の利用割合を、成果指標としてオンライン予約システムの満足度を設け、それぞれの目標値を記載のとおり定めております。

なお、いずれも利用者へのアンケートにより計測し、次の 7 ページに令和 7 年度アンケート結果を示し、8 ページにおいて、評価指標に関する経年での実績報告を掲載しております。オンライン予約システムの満足度については、目標値を超えておりますが、オンライン予約率については、目標値に届かない結果となっております。

次に 9 から 10 ページにかけてとなります。外部評価をしていただく前に、施設管理所属からなる内部推進体制において、各施設の所属による内部評価を実施しており、アンケート結果を受けた事業の今後について、それぞれ評価を実施しております。

なお、アンケートにつきましては、昨年度の外部評価においてアンケート回答数が少ないご指摘をいただいております。その解決手法として、紙以外に、登録時のメールにアンケートをお願いする文書を送るなどの対策を行いました。アンケートにかかる周知を図ることに繋がり、回答数は昨年度よりも 100 件程度増えております。

内部評価としては、導入開始から数年が経過し、利用者にもオンライン予約が浸透してきたことから、施設によっては、ほぼ 100%オンライン予約率となっております。しかし、公民館や文化施設などは、継続的に利用している団体が多く、それら団体は、利用時に次回

予約を取る場合が多い状況です。その施設の利用およびアンケート回答率が高いこともあり、全体としてオンライン予約率が目標に達していない結果となっています。

満足度については、目標値は達成していますが、今後も、これらのオンライン予約化の推進を続けてまいりたいと考えております。

以上が、説明となります。委員の皆様から評価のほど、宜しくお願いします。

○会長

今ほど担当課より説明のありました、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業について、質問やご意見がございましたら、ご発言をよろしくお願いします。

それでは、私から質問いたします。

1点目ですが、8ページのKPIである「オンライン予約の利用割合」について、目標を達成できなかったことに加え、令和7年度の実績が令和6年度より減少しています。令和5年度の制度導入後は、令和5年度から6年度にかけて割合が増加していましたが、令和7年度には34.5%から31.7%へ低下しています。この要因について、市として分析されている内容があれば教えてください。

2点目ですが、アンケートについてです。利用者数を増やすことも重要ですが、オンライン予約を利用しなかった方の意見を把握し、サービス改善につなげることも目的の一つであったと思います。オンライン予約を利用されなかった方からは、どのような意見が寄せられたのか、ご紹介いただければと思います。

○情報政策課長

オンライン予約システム自体は一定程度利用されていると認識しています。利用割合が低下した要因については、アンケート結果から評価を行っていることが影響していると考えています。アンケートは文化施設などに用紙を設置して実施しているため、オンライン予約を利用していない方からの回答が増え、アンケート回答者全体の分母が大きくなった結果、相対的にオンライン予約の利用割合が低下した可能性があるかと推測しています。

○会長

このオンライン予約率は、アンケート結果を基に算出した割合ということでしょうか。

○情報政策課長

国への交付金申請に当たり、評価指標はアンケート結果に基づいて評価することとしているため、オンライン予約率や満足度についてもアンケート結果を基に評価しています。システム上では利用状況を把握できますが、国へ報告する評価指標はアンケート結果とすることとしているため、これに基づき評価を行っています。

また、アンケートは施設利用後に回答できるよう施設内に用紙を設置しています。回答

の中には、「これまでどおり窓口で予約したい」といった意見も寄せられており、一定数そのような利用者がおられるものと考えています。

○会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○中村委員

対象施設は33施設あるとのことですが、施設ごとの利用状況を把握できる指標はあるのでしょうか。例えば、各施設の年間予約件数や、そのうちオンライン予約が占める割合などを把握できれば、利用率が低い施設に対して重点的に改善策を講じることができると思います。現状では全体の数値のみが示されており、施設ごとの状況が分からないため、改善につなげるためには、施設ごとの利用実態や利用者の状況まで分析する必要があると考えます。そのようなデータがあれば教えていただきたいです。

○情報政策課長

施設の所管ごとに利用状況を整理しており、公園施設ではオンライン予約率が高く、ほぼ100%となっています。一方で、公民館や文化施設、文化プラザなどではオンライン予約率が低い状況です。

その要因としては、継続的に施設を利用する団体が多く、来館時に次回の予約を窓口で行うケースが多いことが挙げられます。また、公民館などでは高齢の利用者が多く、アンケートでも「これまでどおり窓口で予約したい」といった意見が寄せられています。各施設では、そのような利用者に対して丁寧な説明を行っています。

施設予約システムの導入は、オンライン予約が可能な方には利便性を高める一方、オンラインを利用しない方には窓口で丁寧に対応することで満足度の向上を図ることを目的としています。利用率が低い施設については、内部評価において「利用者への丁寧な対応」や「予約方法の見直しの検討」を今後の取組として整理しており、引き続き利用促進に努めていきます。

○会長

オンライン予約は利便性が高いと思いますが、利用者にとって窓口での予約の方が利用しやすいのであれば、それも一つのあり方だと考えます。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

○佐藤委員

市民の利便性という観点から申し上げますと、市内の各施設でオンライン予約が可能になったことに加え、公民館でもオンライン予約が利用できるようになったことは評価できる

と考えます。会長がおっしゃったように、オンラインと窓口の双方を利用者が選択できることが、市民の利便性向上という点では重要ではないかと思います。

○情報政策課長

プロシードアリーナなど民間事業者が管理する施設では、それぞれのオンライン予約システムが導入されています。本市の施設予約システムの対象ではありませんが、リンクを設けることで利用者を各システムへ案内しています。そのため、体育施設や文化施設については、概ねオンライン予約に対応できていると考えています。

公民館については、これまで予約状況の確認は可能でしたが、予約機能については利用者への説明や職員研修に時間を要したため、令和 7 年度に順次運用を開始しました。現在は大半の施設でオンライン予約が可能となっていますが、施設の利用形態などを踏まえ、運用方法について調整を行っている施設もあり、一部では予約状況の確認のみ可能で、オンライン予約には未対応となっています。

○轟委員

スライド 3 枚目に示されているように、オンライン予約システムの導入により、施設をより気軽に利用できるようになり、市民活動の活性化につながることや、施設運営側の業務改善が図られることが、本事業の重要な成果であると考えます。

そこでお尋ねしますが、システム導入によって、これまで施設を利用していなかった層を含めて利用者が増えた、あるいは利用者層が広がったといった効果については、調査・分析を行っているのでしょうか。内部評価の結果については 9 ページや 10 ページに記載がありますが、利用者層の変化などについても把握されていれば教えていただきたいです。

○会長

現時点では、ご指摘のようなデータの紹介は難しいかもしれませんが、最終報告書を取りまとめる際には、各施設の利用者数の推移などについても補足資料として掲載すると、事業効果がより分かりやすくなるのではないかと思います。

○情報政策課長

システム上で施設の利用予約件数を把握できますので、今後はその件数の経年変化を整理し、利用者数が増加しているかどうかについても評価を行った上で、報告したいと考えています。

○会長

KPI による評価は重要ですが、それだけで事業効果が判断されるべきではありません。補助的な指標や数値によってシステム導入の効果を示すことができるのであれば、積極的に

活用していただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

○野崎委員

確認ですが、プロシードアリーナや文化プラザなどには、それぞれ独自の予約システムがあったと思います。今回導入した施設予約システムとの関係について、今後はこのシステムに統一していく方向なのか、それとも既存の予約システムと併用していく考えなのかを教えてください。

利用者が使いやすい予約方法が広がることが重要だと考えていますので、その点も含めてご説明いただければと思います。

○情報政策課長

プロシードアリーナや文化プラザは指定管理者が管理しており、特にプロシードアリーナについては、指定管理者が独自の予約システムを運用しています。利用者分析などもそのシステムを活用して行っていることから、引き続き指定管理者の予約システムを使用することとしています。

○野崎委員

指定管理施設については、既存の予約システムを継続して利用することで、効率よく利用者がそれぞれ使いやすいシステムを利用できるという理解をしました。

○会長

本システムの導入により利便性が向上したことは評価できますが、一般的にシステムには更新時期があり、その際には更新費用や運用負担が大きくなる場合があります。また、一度導入したシステムは他のシステムへ移行することが容易ではない場合もあります。そのような点について、本システムの更新や将来的な運用をどのように考えているのか教えてください。

○情報政策課長

本システムは令和6年3月から運用を開始しており、契約期間は5年間で、令和11年2月までとなっています。このため、令和10年度中に、現行システムを継続して利用するか、県内で導入されている他の予約システムへ移行するかを含め、今後の方針を決定する必要があります。現在、施設所管課と協議を進めており、今後の運用方針について検討を行った上で、適切に対応していきたいと考えています。

○会長

他にいかがでしょうか。

それでは、続きまして議題 4 その他連絡事項でございます。事務局より何か連絡事項はございますか。

○事務局

先ほど年間スケジュールをお示ししたとおり、今回選定いただきました 10 施策について事前質問等をお伺いできればと思いますので、会議後に追って連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆さまからご発言はございますか。

特にないようですので、これを持ちまして、本日の次第にありました議題の審議は終了いたします。

ありがとうございました。